



国保と後期高齢者医療 医療費・食事療養費の軽減措置

国民健康保険(国保)や後期高齢者医療の加入者に医療費などの軽減措置があります。

☎ 国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253

病院などの窓口に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までになります。なお、8月からは国保加入者で70歳以上の人が、後期高齢者医療加入者で区分が現役並み所得者と一般の人は、自己負担限度額が変更になります(表1のとおり)。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます(表2のとおり)。

● **認定証の更新は窓口で**
7月は認定証の更新時期。認定証が必要な人は窓口で申請してください。

● **認定証の申請手続き**
保険証、印鑑、マイナンバー(国保は世帯主と該当者、後期高齢者は本人)の分かる物、身分証明書を留意して、市役所国民健康保険課

か大胡・宮城・粕川・富士見支所に申請してください。

また、後期高齢者医療加入者で、現在認定証の交付を受けていて、本年度も引き続き該当する人には、保険証と一緒に認定証を送付します。

区分	限度額 ※4	
	外来 (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
70歳未満 ※1	年間所得901万円超	25万2,600円+(医療費総額-84万2,000円)×1%(14万1,000円)
	年間所得600万円超901万円以下	16万7,400円+(医療費総額-55万8,000円)×1%(9万3,000円)
	年間所得210万円超600万円以下	8万1,000円+(医療費総額-26万7,000円)×1%(4万4,400円)
	年間所得210万円以下	5万7,600円(4万4,400円)
住民税非課税世帯	3万5,400円(2万4,600円)	
70歳以上 ※2	Ⅲ 課税所得690万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯	25万2,600円+(医療費総額-84万2,000円)×1%(14万1,000円)
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満の70歳以上の被保険者がいる世帯	16万7,400円+(医療費総額-55万8,000円)×1%(9万3,000円)
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満の70歳以上の被保険者がいる世帯	8万1,000円+(医療費総額-26万7,000円)×1%(4万4,400円)
※3	一般	1万8,000円(年間限度額14万4,000円)
	住民税非課税世帯	2万4,600円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ(世帯主と国保加入者(後期高齢は世帯全員)が住民税非課税の人)	8,000円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅰ(上記と同様の人で各種収入から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯の人)	1万5,000円

※1 所得は、同一世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計
※2 「現役並み所得者」:一部負担金の割合が3割の人
※3 「70歳以上」:65歳以上で障害認定を受けて後期高齢者医療に加入した人を含む
※4 ()内は過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当している場合の4回目からの限度額

対象	1食当たり負担額
下記以外の人	460円
表1で住民税非課税世帯、低所得者Ⅱの人	90日までの入院 210円 91日以上の入院 160円
表1で低所得者Ⅰの人	100円

7月中旬に通知書を郵送します

☎ 国保加入者は国民健康保険課 ☎027・898・6250
☎ 後期高齢者医療保険加入者は同課 ☎027・898・5955

国保税の納税義務者は75歳未満で社会保険などに加入していない世帯主です。世帯主が国保に未加入でも家族が加入している場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送。また、後期高齢者医療保険料の納付義務者は75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。いずれも軽減制度や減免措置があります。詳しくは通知書をご覧ください。

本年度からは国保の財政運営が都道府県単位に。それに伴い市町村は、都道府県が算定した市町村標準保険料率を参考に国保税の税率と金額を変更しました。また、国保税は軽減制度の対象となる所得の範囲が拡大します。

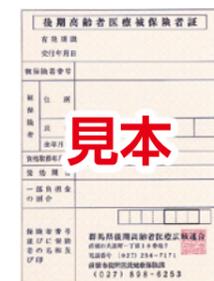
なお、昨年3月31日以降にリストラや倒産などで失業し、その後社会保険などに加入していない65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、給与所得を減額して計算。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を留意して申告してください。

区分		平成30年度	平成29年度	比較
①医療給付費分	所得割税率	6.80%	8.00%	△1.2%
	被保険者均等割額	2万4,600円	2万5,200円	△600円
	世帯別平等割額	1万6,800円	2万8,800円	△1万2,000円
	課税限度額	58万円	54万円	4万円
②後期高齢者支援金分	所得割税率	2.50%	2.00%	0.50%
	被保険者均等割額	1万3,200円	7,200円	6,000円
	課税限度額	19万円	19万円	変更なし
③介護納付金分(40~64歳)	所得割税率	2.50%	1.86%	0.64%
	被保険者均等割額	1万5,600円	1万2,960円	2,640円
	課税限度額	16万円	16万円	変更なし

有効期限は7月31日まで 新しい高齢受給者証や被保険者証を郵送します

☎ 国保の高齢受給者は国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253

● **後期高齢者医療の加入者**
新しい被保険者証は茶色で、黄緑色の封筒で郵送します。簡易書留を希望する人は、7月6日(金)までに連絡してください。なお、保険料の滞納状況により有効期間



の短い被保険者証を交付する場合があります。また、国保の高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証に記載されている自己負担割合が3割で、条件に該当する人は、申請により自己負担割合を見直すため、基準収入額適用申請書を郵送します。

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(火)までです。引き続き対象となる人には、新しい証を7月中旬に郵送。期限切れの証は、市役所国民健康保険課



か各支所・市民サービスセンターに返却するか、自分で破棄してください。

● 国保の高齢受給者

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。